

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(適用の除外)</p> <p>第1条の2 次条、第6条、第8条第1項、第14条及び第23条第1項の規定は、<u>法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が行う法第6条の2第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の4又は法第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「指定機関による確認」という。）については、適用しない。</u></p>	<p>(適用の除外)</p> <p>第1条の2 次条、第6条、第8条第1項、第14条及び第23条第1項の規定は、<u>指定確認検査機関（法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）が行う法第6条の2第1項（法第87条第1項、<u>第87条の4又は第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び法第18条第4項（法第87条第1項、<u>第87条の4又は第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（以下「指定機関による確認等」という。）については、適用しない。</u></p>	<p>規定整備</p> <p>地方分権関係</p> <p>改正法による</p> <p>基準法第18条</p> <p>第4項の新設に伴う規定整備</p>
<p>2 次条の規定は、<u>法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が行う法第7条の2第1項（法第87条の4 <u>又は法第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第7条の4第1項（法第87条の4 <u>又は法第88条第1項</u>において準用する場合を含む。）の検査</u>については、適用しない。</p>	<p>2 次条の規定は、指定確認検査機関が行う法第7条の2第1項（法第87条の4 <u>又は第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）<u>、第7条の4第1項（法第87条の4 <u>又は第88条第1項</u>において準用する場合を含む。）<u>、第18条第23項（法第87条の4 <u>又は第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第32項（法第87条の4 <u>又は第88条第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定による検査</u>については、適用しない。</u></p>	<p>規定整備</p> <p>地方分権関係</p> <p>改正法による</p> <p>基準法第18条</p> <p>第23項及び第32項の新設に伴う規定整備</p>
<p>3 次条、第7条、第8条第1項、第14条及び第23条第1項の規定は、<u>法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が行う法第7条の6第1項第2号（法第87条の4 <u>又は法第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定</u>については、適用しない。</p>	<p>3 次条、第7条、第8条第1項、第14条及び第23条第1項の規定は、指定確認検査機関が行う法第7条の6第1項第2号（法第87条の4 <u>又は第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）<u>及び第18条第38項第2号（法第87条の4 <u>又は第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定</u>については、適用しない。</p>	<p>規定整備</p> <p>地方分権関係</p> <p>改正法による</p> <p>基準法第18条</p> <p>第38項第2号の改正に伴う</p>

<p>(記載事項変更等)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 指定確認検査機関は、指定機関による確認を行つた後、工事完了前に確認申請書の記載事項について変更の届出があつた場合は、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。</p> <p>(道路の位置の指定及びその変更、廃止の申請等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置指定等申請書(様式6)の正本及び副本に、省令第9条に定める書類のほか、市長が必要と認めた書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、同条の表に規定する附近見取図及び地籍図は、指定道路台帳図(様式6の2)によるものとする。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第12条 次に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに市長が必要と認めて指示した図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 法第68条の3第1項から第3項までの規定による建築物の認定</p> <p>(7)～(13) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(記載事項変更等)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定確認検査機関は、指定機関による確認等を行つた後、工事完了前に確認申請書の記載事項について変更の届出があつた場合は、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。</p> <p>(道路の位置の指定及びその変更、廃止の申請等)</p> <p>第9条 (現行のとおり)</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第12条 次に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに市長が必要と認めて指示した図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 法第68条の3第1項から第3項まで又は第7項の規定による建築物の認定</p> <p>(7)～(13) (省略)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p> <p>第1条の2第1項の改正に伴う規定整備</p> <p>開発整備促進区に係る認定申請手数料の新設(条例第74条の11の表7の項)に伴う規定整備</p>
---	--	--

<p>(取下届等)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定確認検査機関は、指定機関による確認を受けた事項を取りやめる届出があつた場合は、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。</p>	<p>(取下届等)</p> <p>第23条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 指定確認検査機関は、指定機関による確認等を受けた事項を取りやめる届出があつた場合は、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。</p>	
<p>(国等の建築物への準用)</p> <p>第29条 法第18条に規定する国等の建築物については、第6条から第8条まで及び第23条の規定を準用する。</p>	<p>(国等の建築物への準用)</p> <p>第29条 法第18条に規定する国等の建築物については、第6条から第8条まで及び第23条の規定を準用する。<u>ただし、指定機関による確認等又は第1条の2第3項に規定する認定については、第6条、第7条、第8条第1項及び第23条第1項の規定は、準用しない。</u></p>	<p>第1条の2第1項の改正に伴う規定整備</p> <p>第1条の2の改正に伴う規定整備</p>

様式 6

道路の位置指定等申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

申請者 住所

氏名

電話

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路について、関係図書を添えてその位置の指定(変更・廃止)を申請します。

申請の理由				
申請地位置	札幌市	区	番	
道路の幅員	m	m	m	m
道路の延長	m	m	m	m
関係土地 地番 (地目)	番 ()		番 ()	
	番 ()		番 ()	
	番 ()		番 ()	
	番 ()		番 ()	

※備考欄	指 定 番 号	第 号	受付欄
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	告 示 番 号	第 号	
	告 示 年 月 日	年 月 日	

(新設)

注 ※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 6

道路の位置指定等申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

申請者 住所

氏名

電話

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路について、関係図書を添えてその位置の指定(変更・廃止)を申請します。

申請の理由				
申請地位置	札幌市	区	番	
道路の幅員	m	m	m	m
道路の延長	m	m	m	m
関係土地 地番 (地目)	番 ()		番 ()	
	番 ()		番 ()	
	番 ()		番 ()	
	番 ()		番 ()	

※備考欄	指 定 番 号	第 号	受付欄
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	告 示 番 号	第 号	
	告 示 年 月 日	年 月 日	
	手数料		

注 ※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

道路の位置の指定に係る申請手数料の新設(条例第74条の9)に伴う規定整備

